

## 2023 年度留学生受入れ促進プログラム（6 か月採用）募集要項

（参照：[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship\\_j/shoreihi/about.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_j/shoreihi/about.html)）

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、2023 年度留学生受入れ促進プログラム（6 か月採用）受給者を、下記により募集する。

### 1. 趣旨

留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）（以下「学習奨励費」という。）は、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校第3 学年以上、専修学校の専門課程、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を設置する教育機関（以下「大学等」という。）に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、学習奨励費を給付することにより、その学習効果を一層高めるとともに、我が国と諸外国との教育交流の発展、相互理解及び平和友好を増進するものとする。

### 2. 定義

この要項において「私費外国人留学生」とは、我が国の大学等に在籍する外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号）別表第 1 に定める「留学」の在留資格を有する者（予定者を含む。)) で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

### 3. 給付の内容

#### （1）給付期間

学習奨励費は 1 か月を単位として給付し、その給付期間は、原則として、受給者として決定した年度の 10 月分から翌年の 3 月分までの間の 6 か月を超えない期間とする。

原則として 6 か月給付の奨学金であるので、2024 年 3 月まで受給を希望する者を推薦すること（年度途中の卒業・修了予定者の推薦は差し支えない）。

#### （2）給付月額

学習奨励費の給付月額は、48,000 円とする。

### 4. 応募者及び受給者の条件

#### （1）対象

##### ①大学院レベル

・我が国の大学院に正規生として在籍する私費外国人留学生又は大学の学部卒業以上の

学歴を有し、かつ、大学院レベルの研究活動を行うため、研究生として在籍する私費外国人留学生

②学部レベル

・我が国の大学の学部、短期大学、高等専門学校第3学年以上又は専修学校の専門課程にそれぞれ正規生として在籍する私費外国人留学生

・我が国の大学、短期大学又は高等専門学校が設置する専攻科に正規生として在籍する私費外国人留学生

・我が国の大学又は短期大学が設置する留学生別科に正規生として在籍する私費外国人留学生

・我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育機関に正規生として在籍する私費外国人留学生

※短期留学生等（主として大学間交流協定等に基づき他の大学等に在籍しつつ、概ね1学年以内の教育を受ける交換留学生等）及び在籍していても休学中の者は含めない。

(2) 条件

我が国の大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、経済的理由により修学に困難があり、かつ、次の①から⑧の条件を満たす者とする。

①次に定める方法で求められる前年度の成績評価係数が2.30以上（3.00満点）であり、受給期間中においてもそれを維持する見込みのある者。

なお、成績評価係数で表すことができない場合は、各レベルごとの成績評価係数相当以上で特に成績が優秀と認められる者であること。

[成績評価係数の算出方法]（小数点第3位を四捨五入）

下記の表により「成績評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算

成 績 評 価					
4段階評価（パターン1）		優	良	可	不可
4段階評価（パターン2）		A	B	C	F
4段階評価（パターン3）		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価（パターン4）	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価（パターン5）	S	A	B	C	F
5段階評価（パターン6）	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

(「評価ポイント3の単位数」×3)+(「評価ポイント2の単位数」×2)+(「評価ポイント1の単位数」×1)+(「評価ポイント0の単位数」×0)

総登録単位数

※履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数をすべて科目数に置き換えて算出すること。

②語学能力の水準が、次のア又はイに定めるいずれかの水準に該当する者。ただし、留学生別科に正規生として在籍している者並びに準備教育課程を設置する教育機関に正規生として在籍している者を除く。

ア 日本語能力 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験においてN 2 レベル以上に合格した者、機構が実施する日本留学試験の日本語科目（読解、聴解及び聴読解）の得点が 200 点以上である者又は機構が別に認める語学水準以上である者

イ 英語能力 CEFR（Common European Framework of Reference for Languages：Learning, teaching, assessment：外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠）においてB 2 レベル以上であると認められる者

③学習奨励費受給後に、機構が在籍大学等を通じて行う進路状況調査に協力する意思を有する者であること。

④仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学料・授業料等は含まない）。

⑤在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること。（扶養者の年収の額については、源泉徴収票又は納税証明書を提出させるなど、各在籍大学等において正確に把握すること。）

⑥学習奨励費との併給を制限されている奨学金等の給付を受けている者ではないこと。

⑦機構の海外留学支援制度による支援を受けている者ではないこと。

⑧機構の高度外国人材育成課程履修支援制度による支援を受けている者ではないこと。 \_